

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

決 定

ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズム

2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg は、2011年9月20日から施行の効力を有し、改正及び補充された：

2018年9月10日付、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/QĐ-TTg は、2018年11月1日から施行の効力を有している。

2001年12月25日付政府組織に関する法律に基づき；

2004年12月3日付電力法に基づき；

2005年11月29日付投資法に基づき；

2003年11月26日付建設法に基づき；

2002年12月16日付国家予算法に基づき；

商工大臣の提案を踏まえ、¹

第1章

一般規定

第1条. 調整範囲及び適用対象

1. 本決定は、ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関して規定する。

¹ 2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/QĐ-TTg は、2018年11月1日から施行の効力を有し、以下の施行根拠を有する。

“2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；

2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2014年11月26日付投資法に基づき；

2014年6月18日付建設法に基づき；

商工大臣の提案を踏まえ；

政府首相は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定を公布する。”

2. 本決定の調整対象（当館注：原文は「đổi trọng điều chỉnh（調整対象）」であるが、「đổi trọng áp dụng（適用対象）」の誤りと考えられる）は、ベトナムにおける風力発電プロジェクトの開発に関連する電気事業に参加する組織又は個人を含む。

第2条. 用語解説

本決定において、以下の各用語は次のように解釈される；

1. 「電力購入者」とは、ベトナム電力公社（EVN）又は権限を委任された直轄企業のことをいう。

2. 「売電者」とは、風力発電プロジェクトから電力を生産し、運転し、売電する企業のことをいう。

3. 「風力発電施設」とは、風力タービン、発電機、同期設備、及び発電のために風力エネルギーを利用する他の同期設備と建設構造物の組み合わせのことをいう。

4. 「風力発電プロジェクト」は、風力発電施設の一つ又は多くを含む。

5. 「グリッドに接続された風力発電プロジェクト」とは、生産された電力の一部又は全てを供給するために国家グリッドに接続するために建設された風力発電プロジェクトのことをいう。

6. 「接続ポイント」とは、売電者のための送電線が電力購入者のための電力システムに接続した場所のことをいう。

7. 「メーターの設置場所」とは、売電者からの売電生産量を計量する地点のことをいう。

8. 「グリッドに接続されていない風力発電プロジェクト」とは、地域内の利用世帯に全ての電力を供給するために建設され、国家グリッドに接続されていない風力発電プロジェクトのことをいう。

9. 「風力発電プロジェクトの投資家」とは、ベトナムの法令の規定に従って、風力発電プロジェクトの投資活動を実施する組織のことをいう。

10. 「グリッドに接続された風力発電プロジェクトのためのモデル電力売買契約」とは、売電者と電力購入者との間でグリッドに接続された風力発電プロジェクトから生産される電力の売買取引に適用するために、商工省により公布された電力売電契約のことをいう。

11. 「風力発電施設の主要な項目」には、風力用支柱、タービン、発電機及び変電所を含む。

12.² 「陸上風力発電プロジェクト」とは、風力発電タービンを有し、陸上及び沿岸地域で建設及び運転され、その外側の境界が長年の間（18.6年）の平均で最も低い海面水位の、グリッドに接続された風力発電プロジェクトのことをいう。

² 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第1項に規定に従って補充され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

13.³「洋上風力発電プロジェクト」とは、風力発電タービンを有し、その外側の境界が長年の間（18.6年）の平均で最も低い海面水位から沖合に建設及び運転される、グリッドに接続された風力発電プロジェクトのことをいう。

14.⁴「商業運転日」とは、グリッドに接続された風力発電所の一部又は全部が電力購入者のために電力を販売する準備が出来た日であり、以下の各条件を満たすものをいう；

a) 発電所が、グリッドに接続された風力発電所及び接続設備の一部又は全ての初期テストを完了していること；

b) 発電所が、発電領域における電気事業許可証の発給を受けていること；

c) 売電者及び電力購入者が支払いを開始するためのメーターの検針を行うこと。

第2章

風力発電の開発及びマスタープラン

第3条.⁵（削除）

第4条.⁶（削除）

第5条.⁷（削除）

第6条.⁸ 風力発電プロジェクトの投資及び建設

³ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第1項に規定に従って補充され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

⁴ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第1項に規定に従って補充され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

⁵ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第2項に規定に従って削除され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

⁶ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第2項に規定に従って削除され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

⁷ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第2項に規定に従って削除され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

⁸ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第3項に規定に従って改正され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

1. 風力発電プロジェクトの投資及び建設は、承認権限を有する（当局によって）公布された電力開発マスタープランに合致しなければならない。
2. 風力発電プロジェクトの投資及び建設は、施設の建設投資の管理に関する法令の規定に従って実施される。

第7条. 風力発電プロジェクトの電力システムへの接続, 及び風力発電所の運転調整

1. 風力発電プロジェクトの国家グリッドへの接続は、承認された電力開発マスタープランに合致していなければならない。接続ポイントは、売電者が（地方政府の）省の電力開発マスタープランに従って、接続ポイントから既存の最も近い国家グリッドまでの送電線の投資を行う責任を負うという原則に基づいて、売電者と電力購入者が合意するものとする。国家グリッドへの接続ポイントが新たな送電投資プロジェクトに掲載されていない場合、売電者は、風力発電プロジェクトの投資の進行と送電開発投資プロジェクトとが同期するために、電力購入者と合意しなければならない。接続ポイントが同意されない場合、売電者は商工省に検討及び決定を報告する責任を有する。

2. 風力発電プロジェクトの投資家は、売電者が所有する発電所から、電力購入者との接続の合意による接続ポイントまでの送電線及び（存在する場合）ブースター変電所の投資、運転及びメンテナンスを行う責任を負う。

3. グリッドに接続された電圧のレベルに応じて、配電事業者又は送電事業者は、承認された電力開発マスタープランによる国家グリッドへの接続ポイントまでの送電線に投資をし、風力発電プロジェクトの投資家と接続の合意に関する署名を行う責任を有する。

4. 投資及び検収が完了し、商業運転が始まった後、電力システムの調整及び電力市場の運営事業者は、全容量を活用するという優先モードに従って風力発電所を稼働させるとともに、発電所エリアにおける風況に適合するように発電する責務を負う。

第8条.⁹ 風力発電施設の建設起工

投資家が風力発電施設の建設起工を許可されるのは、建設に関する法令の規定に従って施設の建設起工の（以下の）各条件を満たす時のみである。電力購入者と署名した電力売買契約を有している、配電事業者又は送電事業者との接続に関する合意を有する、少なくとも連続する12ヶ月間の風力計測データの報告を有する。

第9条.¹⁰ (削除)

⁹ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第4項に規定に従って改正され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

¹⁰ 本項は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第5項に規定に従って削除され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

第 10 条.¹¹ 報告制度

1. 投資方針決定又は投資登録証明書がされてから 5 営業日以内に、投資家は、事実と証明された投資方針決定又は投資登録証明書の写しを、監視及び管理のために商工省に送付する責務を有する。

2. 毎年、1 月 15 日及び 7 月 15 日の前に、風力発電プロジェクトが所在する（地方政府の）省レベルの人民委員会は、投資登録活動及び省の地域におけるプロジェクトの実施の展開状況に関する直近 6 ヶ月の定期報告を行う必要があり、実施の管理及び監視のために商工省に送付する。

第 3 章

風力発電プロジェクトの開発支援メカニズム

第 11 条. 風力発電プロジェクトからの電力購入責務

1. 電力購入者は、その管理下にあるグリッドに接続された風力発電所から生産される全ての電力を購入する責務を有する。

2. 電力売買は、商工省が公布したグリッドに接続された風力発電プロジェクトに適用されるモデル電力売買契約に基づいて作成された売電契約書により実施される。モデル電力売買契約は、主に以下の内容を有する：

a) 契約期間は、商業運転日から 20 年間である。売電者は、現行の規定に従って、電力購入者と、契約期間の延長又は新たな契約を署名することが出来る。

b) 契約期間中の基本電力購入価格及び売電価格の調整の原則。

c) 風力発電所の接続、計量及び運転に関する合意。

d) 請求と支払いに関する合意。

第 12 条. 投資資金、税及び費用に関する優遇

1. 投資資金の投入：

a) 投資家は、法令の形式のもと（当館注：合法的に）、風力発電プロジェクトの実施の投資のために、国内外の組織及び個人からの資金を投入することができる。

¹¹ 本項は、2011 年 6 月 29 日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第 1 条第 6 項に規定に従って改正され、2018 年 11 月 1 日から施行の効力を有している。

b) 風力発電プロジェクトは、国家のための投資信用に関する現行規定による優遇を享受することが出来る。

2. 輸入税：風力発電プロジェクトは、プロジェクトのための固定資産を創出するための輸入品に対する輸入税を免税することができ、輸入品とは、輸出税及び輸入税法、並びに輸出税及び輸入税に関する現行法令の規定に従って、プロジェクトの生産サービスのために輸入される、国内でまだ生産されていない原料、資材及び半製品のことである。

3. 法人税（企業所得税）：法人税率、風力発電プロジェクト法人前の減税又は免税は、投資法、法人税法、並びに投資法及び法人税法の実施ガイダンス文書の規定する投資優遇特別領域に属するプロジェクトに対してと同様に実施される。

第 13 条. 土地インフラに関する優遇

1. 国家グリッドに接続されるための風力発電プロジェクト、送電施設及び変電所は、投資優遇特別領域に属するプロジェクトに対して適用される現行法令の規定による土地利用料及び土地借料の減免を受けることができる。

2. 権限を有する（当局によって）承認されたマスタープランに基づき、（地方政府の）省レベルの人民委員会は、風力発電プロジェクトを実施する投資家のために、土地を割り当てる責務を有する。土地収用の補償及び支援は、土地に関する現行法令の規定に従い実施される。

第 14 条.¹² グリッドに接続された風力発電プロジェクトの電力価格

1. 電力購入者は、風力発電プロジェクトからの全ての生産電力を購入する責務を有しており、メーターの設置場所における電力購入価格は以下のとおり：

a) 陸上風力発電プロジェクトに対して：メーターの設置場所における電力購入価格は 1.928 ドン/kWh（付加価値税（VAT）を含まず、8.5US\$/kWh 相当、であり、これは 2018 年 8 月 30 日付ベトナム国家銀行の公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートである 22,683 ドン/米ドルに従ったもの）である。電力購入価格はベトナムドン/米ドルのレート変動で調整される。

b) 洋上風力発電プロジェクトに対して：メーターの設置場所における電力購入価格は 2.223 ドン/kWh（付加価値税（VAT）を含まず、9.8US\$/kWh 相当、であり、これは 2018 年 8 月 30 日付ベトナム国家銀行の公表による米ドル

¹² 本項は、2011 年 6 月 29 日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第 1 条第 7 項に規定に従って改正され、2018 年 11 月 1 日から施行の効力を有している。

に対するベトナムドンの中央レートである 22,683 ドン/米ドルに従ったもの) である。電力購入価格はベトナムドン/米ドルのレート変動で調整される。

2. 風力発電プロジェクトからの電力購入費用は、ベトナム電力公社 (EVN) の年間売電計画の入力パラメーターに計算され、十分に含まれる。

3. 本条第 1 項における電力購入価格は、2021 年 11 月 1 日より前に商業運転日を有するグリッドに接続された風力発電所の一部又は全部に適用され、かつ、商業運転日から 20 年間適用される。

4. 本決定の公布時点の前に発電の運転をした風力発電プロジェクトは、署名された電力売買契約の残りの有効期間において、この決定の効力を有する日から、本条第 1 項の電力購入価格水準が適用される。

5. 本規定による電力購入価格が適用される風力発電プロジェクトは、他の現行の規定に基づくプロジェクトの電力生産量のための価格メカニズムは適用されない。

6. 商工省は、2021 年 11 月 1 日から適用される風力発電の開発の入札メカニズム及び風力発電の購入価格に係る検討と決定のために政府首相に提案し、提出する責任を有する。

第 15 条. グリッドに接続されていない風力発電プロジェクトに対する優遇及び支援

1. グリッドに接続されていない風力発電プロジェクトは、本決定第 12 条及び第 13 条に規定する優遇及び支援の享受を受ける。

2. 投資家は、電力価格の提案を作成し、国家予算からの支援の総水準 (当館注: 「どのくらい支援を受けられるか」の意味) を確定するため、商工省に対して提出して審査決定し、政府首相が承認するよう、(政府首相に) 報告する。

第 4 章 実施体制

第 16 条. 風力発電プロジェクトに対する (中央政府の) 省及び地方 (政府) の責務

1. 商工省

a) 本決定の実施の検査及び監査を、(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会とともに実施し、ガイダンスし、共働する責務を有する。

b) 風力発電プロジェクトのためのモデル電力売買契約を公布する。

c) 風力テクノロジーに関する技術基準を策定し、公布する。

d) 風力発電プロジェクトの建設投資プロセスの管理を点検し、規定する；¹³

d) 風力発電設備の国内生産の発展を奨励し、風力発電プロジェクトのローカリゼーション率を高めるメカニズムに関する規定に関する研究及び提案し、政府首相が規定するように提出する。¹⁴

2.¹⁵（削除）

3.（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会:

a) 風力発電プロジェクトの投資及び実施のために、土地収用、インフラ及び人的リソースに関して投資家を奨励し、支援メカニズムを有する。

b) 風力発電プロジェクトに対する地方の国家管理の職務を実施する。

c) 権限に従って、地方の風力発電プロジェクトの実施のため、監視、監査及び検査を行う。

第 17 条.¹⁶ 施行効力

本決定は、2011年8月20日から施行の効力を有する。

大臣、（中央政府の）省庁レベルの機関の長、政府直轄機関の長、及び（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナムにおける風力発電プロジェクトの開発活動に関与する各機関、ユニット及び各関連組織の長が、本決定を実施する責任を負う。

¹³ 本号は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第8項に規定に従って補充され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

¹⁴ 本号は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第8項に規定に従って補充され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

¹⁵ 本号は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg 第1条第9項に規定に従って削除され、2018年11月1日から施行の効力を有している。

¹⁶ 2018年9月10日付、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/QĐ-TTg を改正及び補充する政府首相決定 No.39/2018/ QĐ-TTg は、施行効力を以下のように規定している：

1. 本決定は、2018年11月1日から施行の効力を有する。

2. 大臣、（中央政府の）省レベルの機関の長、政府直轄機関の長、及び（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナムにおける風力発電プロジェクトの開発活動に関与する各機関、ユニット及び関連組織の長が、本決定を実施する責務を有する。

商 工 省

No.05/VBHN-BCT

確実な統合文書

ハノイ, 2019年8月1日

宛先:

- 首相府（報告のため）
- 司法省（監視のため）；
- 商工省ウェブサイト；
- 法令文書に関する国家データベース；
- 保管: VT, DL, PC.

大 臣

チャン・トゥアン・アイン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。